

平成 25 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成 25 年分所得税の主な改正事項 (住宅税制に係る改正はⅦを、金融証券税制に係る改正はⅧを参照してください。)	1 ページ
II 平成 23 年度の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税から適用される主なもの	3 ページ
III 平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税から適用される主なもの	4 ページ
IV 平成 24 年度の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税又は平成 26 年から適用される主なもの	4 ページ
V 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 26 年分の所得税又は平成 26 年から適用される主なもの (住宅税制に係る改正はⅦを、金融証券税制に係る改正はⅧを参照してください。)	5 ページ
VI 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの (金融証券税制に係る改正はⅧを参照してください。)	6 ページ
VII 住宅税制の改正事項	6 ページ
VIII 金融証券税制の改正事項	8 ページ
IX 東日本大震災の復興支援のための措置	12 ページ

○ この改正のあらましにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
通法	国税通則法
国外送金法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
新消費税法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)第 2 条又は第 3 条の規定による改正後の消費税法
改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 114 号)
改正所規	所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成 25 年財務省令第 16 号)
旧所法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)による改正前の所得税法
旧措法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)による改正前の租税特別措置法
平成 23 年改正法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 82 号)
平成 23 年改正所規	所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年財務省令第 29 号)
平成 23 年 12 月改正法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 114 号)
平成 24 年改正法	租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 16 号)
平成 24 年改正所規	所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年財務省令第 24 号)
平成 24 年改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年財務省令第 30 号)

○ この改正のあらまちは、平成 25 年 4 月 1 日現在の法令(未施行部分を含みます。)に基づいて作成しています。

※ 平成 25 年度税制改正に係る政省令の改正は平成 25 年 3 月に一部行われましたが、平成 25 年 4 月以降も行われる予定ですので、ご注意ください。

○ 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

○ 国税庁では、税に関する様々な情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。

I 平成 25 年分所得税の主な改正事項

(住宅税制に係る改正はⅦを、金融証券税制に係る改正はⅧを参照してください。)

1 事業所得等関係

(1) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法 10)について、特別試験研究費の範囲に、試験研究を行うための拠点を有する一定の中小企業者に委託する試験研究等に係る費用が追加されました(措法 10⑧三、措令 5 の 3⑫)。《適用関係》 この改正は、個人が平成 25 年 4 月 1 日以後に支出する試験研究費等について適用されます(改正法附則 33、改正措令附則 2)。

(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法 10 の 2 の 2)について、次のとおり改正が行われ、その適用期限が平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

イ その取得価額から普通償却額を控除した金額まで特別償却(即時償却)ができる措置について、対象資産にエネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するものが加えられた上、その適用期限が平成 27 年 3 月 31 日までとされました(措法 10 の 2 の 2⑥)。

ロ 対象資産のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備から、建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資するものが除外されました(旧措法 10 の 2 の 2①ニイ)。

ハ 対象資産から、交付を受けた補助金等をもって取得等をしたものが除外されました(措法 10 の 2 の 2 ⑨)。
《適用関係》 これらの改正は、個人が平成 25 年 4 月 1 日以後に取得等をする減価償却資産について適用されます(改正法附則 35)。

(3) 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法 10 の 5 の 3)が創設され、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の認定経営革新等支援機関(これに準ずるものを含みます。)による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出する者が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、経営改善設備の取得等をして、指定事業の用に供した場合には、その取得価額の 100 分の 30 相当額の特別償却とその取得価額の 100 分の 7 相当額の特別税額控除(その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 20 相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越し可能)との選択適用ができることとされました。

《適用関係》 この改正は、個人が平成 25 年 4 月 1 日以後に取得等をする経営改善設備について適用されます(改正法附則 37)。

(4) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法 12)について、次のとおり改正が行われました。

イ 半島振興対策実施地域に係る措置について、青色申告書を提出する個人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間のうち一定の期間内に、半島振興対策実施地域として指定された地区のうち産業の振興のための取組が積極的に推進される地区において製造業等の事業の用に供する一定の設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備をその地区内においてその事業の用に供したときは、その設備を構成するもののうち産業振興機械等につき、5 年間、普通償却額の 100 分の 32(建物等及び構築物については、100 分の 48)相当額の割増償却ができる措置に改組されました(措法 12③、旧措法 12①)。

ロ 離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に類する地区に係る措置について、青色申告書を提出する個人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間のうち一定の期間内に、離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進される地区において製造業等の事業の用に供する一定の設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備をその地区内においてその事業の用に供したときは、その設備を構成するもののうち産業振興機械等につき、5 年間、普通償却額の 100 分の 32(建物等及び構築物については、100 分の 48)相当額の割増償却ができる措置に改組されました(措法 12③、旧措法 12①)。

ハ 過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置について、これらの措置の対象となる地区から、上記イ及びロの改組後の措置の対象となる地区が除外されました(措法 12①)。

《適用関係》 これらの改正は、個人が平成 25 年 4 月 1 日以後に取得等をする減価償却資産について適用されず(改正法附則 38①②)。

(5) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却(措法 14)について、その適用期限が平成 28 年 3 月 31 日まで 3 年延長され、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る割増償却割合が、次のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げられました(措法 14①)。

イ 耐用年数が 35 年未満であるもの 100 分の 14(改正前：100 分の 28)

ロ 耐用年数が 35 年以上であるもの 100 分の 20(改正前：100 分の 40)

《適用関係》 これらの改正は、個人が平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は新築をするサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用されます(改正法附則 38③)。

(6) 特定再開発建築物等の割増償却(措法 14 の 2)について、次のとおり改正が行われ、その適用期限が平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

イ 都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる施設建築物が、施行地区の面積が 5,000 ㎡以上の市街地再開発事業によって建築されるものに限定されました(措法 14 の 2 ②一、措令 7 の 2 ②)。

ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物に係る割増償却割合が、100 分の 40(改正前：100 分の 50)に引き下げられました(措法 14 の 2 ①、②二ロ)。

ハ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特別特定建築物に係る措置が除外されました(旧措法 14 の 2 ②三)。

《適用関係》 これらの改正は、個人が平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は新築をする特定再開発建築物等について適用されます(改正法附則 38④⑤)。

(7) 次の措置について、適用期限が平成 27 年 3 月 31 日(ハについては平成 27 年)まで 2 年延長されました。

イ 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却(措法 11 の 3 ②)

ロ 医療用機器等の特別償却(措法 12 の 2 ①)

ハ 支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却(措法 13 の 2 ①)

ニ 倉庫用建物等の割増償却(措法 15①)

ホ 農業経営基盤強化準備金(措法 24 の 2 ①)

2 譲渡所得関係

(1) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法 33 の 3)について、その対象から除外される保留地に係る土地等の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律による保留地が定められた場合のその保留地の対価に対応する土地等が加えられました(措法 33 の 3 ①)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されます(改正法附則 41①)。

(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除(措法 34 の 2)について、その適用対象から、中心市街地活性化法等による土地区画整理事業が施行された場合において、換地処分により中心市街地活性化法等の保留地に対応する部分の土地等の譲渡が行われた場合が除外されました(措法 34 の 2 ②)。

《適用関係》 平成 25 年 4 月 1 日以前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとされています(改正法附則 41②)。

- (3) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(旧措法 37 の 9 の 2)について、適用期限(平成 25 年 3 月 31 日)の到来をもって廃止されました。

《適用関係》 平成 25 年 4 月 1 日以前に行った土地等の交換又は譲渡については、従前のおりとされています(改正法附則 41③)。

- (4) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税(措法 40)について、特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等(幼稚園又は保育所等を設置する者に限ります。)が、その財産等(幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限ります。)を他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限ります。)に贈与をしようとする場合(一定の要件を満たす場合に限ります。)に、その贈与の日の前日までにその贈与に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、非課税の特例を継続することができることとされました(措法 40⑩)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 6 月 1 日以後に行う他の公益法人等への贈与について適用されます(改正法附則 53①)。

- (5) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例(措法 40 の 3 の 2)が創設され、中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証人である者が、その個人が有する資産(有価証券を除きます。)でその資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他一定の要件を満たすもの(以下「債務処理計画」といいます。)に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととされました。

イ その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

ロ その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。

ハ その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

3 源泉所得税関係

- (1) 源泉所得税の納税地について、利子等その他の源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が国内において事務所等に移転した場合は、その事務所等の移転後の所在地とすることとされました(所法 17)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 6 月 1 日以後に源泉所得税を納付する場合について適用されます(改正法附則 3)。

- (2) 源泉所得税に係る加算税の賦課決定につき、旧納税地を所轄する税務署長が納税地の異動の事実を知らないこと等につきやむを得ない事情があるときは、その税務署長がその賦課決定をすることができることとされました。また、源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき、その処分後に納税地の異動があったときの異議申立ては、新納税地を所轄する税務署長にすることとされました(通法 33②、85①)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 6 月 1 日から施行されます(改正法附則 1 一ロ)。

4 その他

- (1) 財産債務明細書の記載事項(所規 105)について、財産債務明細書に記載すべき公社債等の価額を、その年 12 月 31 日におけるその公社債等の価額(市場価格のない公社債等でその価額の計算が困難なものは、その公社債等の取得に要した金額)とすることとされました(所規 105②)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます(改正所規附則 2)。

- (2) 電子証明書等特別控除(旧措法 41 の 19 の 5)について、適用期限(平成 24 年分)の到来をもって廃止することとされました。

- (3) 特別還付金の支給(措法 97 の 2)について、災害等による国税に関する請求期限の延長により、特別還付金請求書等の提出が特別還付金の本来の請求期間の終了の日(平成 24 年 6 月 29 日)後となる場合には、その特別還付金請求書等に係る特別還付金の支給決定等は、期限延長後の請求期間の終了の日以後 1 年を経過する日までの間においてもできることとされました(措法 97 の 2⑩)。

- (4) 更正の請求をすることができる期限について、日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には、更正等の期間制限の特例として、その更正の請求があった日から 6 か月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとされました(通法 71①三)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後にされる更正の請求に係る国税について適用されます(改正法附則 17)。

II 平成 23 年度の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除を追加するとともに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、所要の改正が行われました(所法 203 の 3 一、203 の 5①二、措法 41 の 17②)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用されます(平成 23 年改正法附則 6、44)。

- 2 相続等に係る保険年金に対する源泉徴収及び支払調書等について、次のとおり改正が行われました。

- (1) 生命保険契約等、損害保険契約等に基づく年金のうち、年金の支払を受ける者と保険契約者とが異なる契約そ

の他の一定の契約に基づく年金については、源泉徴収を要しないこととされました(所法 209 二、所令 326⑥)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき年金について適用されます(平成 23 年改正法附則 7)。

- (2) (1)の年金に対する支払調書については、相続等に係る保険年金に関する情報を併せて記載するとともに、その支払金額にかかわらず、支払調書を提出することとされました(所規 86②、87②)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき年金について適用されます(平成 23 年改正所規附則 2①、3①)。

- (3) 非居住者が支払を受ける相続等に係る保険年金については、源泉徴収の対象とされないこととなり、恒久的施設の有無に関わらず申告納税の対象とすることとされました(所法 161 十)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき年金について適用されます(平成 23 年改正法附則 5)。

III 平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 特別修繕準備金(措法 20 の 3)について、その対象となる特別の修繕の対象範囲が変更され、特定船舶に係る特別修繕準備金に改正されました。
- 2 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金(平成 23 年 12 月改正法による改正前の措法 20 の 2)について、所要の経過措置が講じられた上、適用期限(平成 24 年分)の到来をもって廃止されました。

IV 平成 24 年度の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税又は平成 26 年から適用される主なもの

- 1 給与所得控除について、次のとおり改正が行われました(所法 28③、別表第 2～別表第 5)。
 - (1) その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限が設けられました。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます(平成 24 年改正法附則 51)。
 - (2) 給与所得控除の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表などについて、所要の改正が行われました。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます(平成 24 年改正法附則 53)。
- 2 給与所得者の特定支出の控除の特例について、次のとおり改正が行われました(所法 57 の 2、所令 167 の 3)。
 - (1) その年中の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとされました。
 - イ その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
 - ロ その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合 125 万円
 - (2) 特定支出の範囲に、次に掲げる支出が追加されました。
 - イ 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
 - ロ 次に掲げる支出(その支出の額の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円までの支出に限ります。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの
 - (イ) 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出
 - (ロ) 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

《適用関係》 この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます(平成 24 年改正法附則 52)。
- 3 退職所得課税について、次のとおり改正が行われました。
 - (1) 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました(所法 30②)。

(注) 特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等(次に掲げる者をいいます。)としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が 5 年以下である者が、退職手当等の支払をする者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます(所法 30④)。

 - ① 法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員
 - ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ③ 国家公務員及び地方公務員

《適用関係》 この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます(平成 24 年改正法附則 51)。
 - (2) 退職所得課税の改正に伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項などについて、所要の改正が行われました(所法 201、所規別表第六(二))。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等について適用されます(平成 24 年改正法附則 54)。
- 4 国外財産調書の提出制度が、次のとおり創設されました。
 - (1) 居住者は、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」といいます。)を、その年の翌年 3 月 15 日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました(国外送金法 5①)。

また、その年分の総所得金額等が 2,000 万円を超える場合に提出することとなっている財産債務明細書の提出者について国外財産調書制度の適用がある場合には、その財産債務明細書には、国外財産調書に記載される国外財産に関する事項の記載を要しないこととされました(国外送金法 5②)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます(平成 24 年改正法附則 59)。

- (2) 国外財産に係る所得税について修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定(以下「修正申告等」といいます。)があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、次の措置が講じられました。

イ 国外財産に係る所得税について修正申告等があった場合において、提出された国外財産調書に、その修正申告等の基因となる国外財産についての記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額からその過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その修正申告等の基因となる国外財産に係るものに限り、)の 5%に相当する金額を控除した金額とすることとされました(国外送金法 6 ①)。

ロ 国外財産に係る所得税について修正申告等(死亡した者に係るものを除きます。)があった場合において、国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書にその修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき(記載が不十分と認められるときを含みます。)は、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額に、その過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の 5%に相当する金額を加算した金額とすることとされました(国外送金法 6 ②)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に係る国外財産に係る所得税について適用されます(平成 24 年改正法附則 60)。

- (3) 国外財産調書の虚偽記載による提出又は正当な理由がなく国外財産調書の提出期限内の不提出があった場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとされました。ただし、国外財産調書の提出期限内の不提出に対しては、情状により、その刑を免除することができることとされています(国外送金法 10)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の違反行為について適用されます(平成 24 年改正法附則 19、79)。

V 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 26 年分の所得税又は平成 26 年から適用される主なもの(住宅税制に係る改正はⅦを、金融証券税制に係る改正はⅧを参照してください。)

1 事業所得等関係

- (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法 26)について、適用対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外することとされました(措法 26 ①)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 40)。

- (2) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(試験研究費の総額に係る特別税額控除、特別試験研究費の額に係る特別税額控除、繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者税額控除限度超過額に係る特別税額控除)(措法 10 の 2)について、平成 26 年又は平成 27 年の各年における税額控除の適用を受けることができる限度額が、その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 30(改正前：100 分の 20)相当額に引き上げることとされました(措法 10 の 2 ①)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 34)。

- (3) 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 5)について、次のとおり改正が行われました。

イ 税額控除の適用を受けることができる金額が基準雇用者数 1 人当たり 40 万円(改正前：20 万円)に引き上げられました(措法 10 の 5 ①)。

ロ 適用要件のうち基準雇用者数等の計算における適用年の前年の 12 月 31 日の雇用者から適用年の 12 月 31 日において高年齢雇用者に該当する者が除外されました(措法 10 の 5 ①二)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年分の所得税について適用されます(改正法附則 36)。

- (4) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除(措法 10 の 5 の 2)が創設され、青色申告書を提出する個人の平成 26 年又は平成 27 年の各年において取得等をした生産等資産でその年の 12 月 31 日において有するものの取得価額の合計額が、次のイ及びロの金額を超える場合において、その個人がその年においてその生産等資産のうち機械等を事業の用に供したときは、その取得価額の 100 分の 30 相当額の特別償却とその取得価額の 100 分の 3 相当額の特別税額控除(その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 20 相当額を限度)との選択適用ができることとされました。

イ その個人が有する減価償却資産につきその年において償却費として必要経費に算入する金額

ロ 比較取得資産総額の 100 分の 110 相当額

- (5) 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 5 の 4)が創設され、青色申告書を提出する個人が、平成 26 年から平成 28 年までの各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額(以下「雇用者給与等支給増加額」といいます。)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 100 分の 5 以上であり、かつ、次のイ及びロの要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の 100 分の 10 相当額の特別税額控除(その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 10(その個人が中小企業者である場合には、100 分の 20)相当額を限度)ができることとされました。

イ 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

ロ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

- (6) 探鉱準備金制度(措法 22)について、対象となる鉱物の範囲を安定的な供給を確保することが特に必要なものとする改正が行われ、その適用期限が平成 28 年 3 月 31 日の属する年(平成 28 年)まで 3 年延長されました(措法 22 ①)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 39)。

2 納税環境整備関係

- (1) 利子税の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とされました(措法 93)。

(注) 「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率

の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。以下同じです。

(2) 延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつてはその特例基準割合に年1%を加算した割合(その加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)とされました。また、納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税については、その納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、その延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額を免除することとされました(措法94)。

(3) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とされました(措法95)。

《適用関係》(1)から(3)までの改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する利子税等について適用されます(改正法附則90①)。

(4) 特別還付金の支給(措法97の2)に係る加算金及び延滞金の割合について、次のとおり改正が行われました。

イ 加算金の割合(年7.3%)は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とされました(措法97の2⑩)。

ロ 延滞金の割合(年14.6%)は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合に年7.3%を加算した割合とされました。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの期間における延滞金の割合(年7.3%)は、各年の特例基準割合に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合に年1%を加算した割合とされました(措法97の2⑪)。

《適用関係》この改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する加算金及び延滞金について適用されます(改正法附則91)。

Ⅵ 平成25年度の改正事項のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの(金融証券税制に係る改正はⅧを参照してください。)

1 所得税の税率(所法89)について、次のとおり改正が行われました(所法89①)。

改正前(現行)		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

《適用関係》この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(改正法附則5)。

2 上記1の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改正されました(別表第2～別表第4)。

《適用関係》この改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます(改正法附則7)。

Ⅶ 住宅税制の改正事項

1 住宅借入金等特別控除(措法41、41の2、41の2の2)について、適用期限が平成29年12月31日まで4年延長されるとともに、次のとおり改正が行われました。

(1) 住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間にその者の居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間等が次のとおりとされました(措法41)。

イ 一般の住宅(ロの認定住宅以外の住宅)の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	2,000万円	1.0%	10年間	200万円
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1.0%	10年間	400万円

ロ 認定住宅(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅)の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	3,000万円	1.0%	10年間	300万円
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.0%	10年間	500万円

ハ 住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、その住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額(以下「新消費税額等相当額」といいます。)である場合以外の場合には、上記イ及びロにかかわらず、一般の住宅については、借入限度額2,000万円、控除率1.0%、控除期間10年間とし、認定住宅については、借入限度額3,000万円、控除率1.0%、控除期間10年間とされました(措法41)。

(2) 増改築等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置の適用期限が平成25年12月31日まで延長されました(措令26⑨)。

(3) 適用対象となる認定低炭素住宅の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のものが加えられました(措法41⑩)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 6 月 1 日以後に自己の居住の用に供する特定建築物について適用されます(改正法附則 54②)。

- (4) 適用対象となる中古住宅に係る地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類(加入後 2 年内のものに限ります。)が加えられました(平成 21 年国土交通省告示第 685 号)。
- (5) 適用対象となる中古住宅又は増改築等に該当することを証する書類(耐震基準適合証明書、増改築等工事証明書)の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人が加えられました(平成 21 年国土交通省告示第 685 号、昭和 63 年建設省告示第 1274 号)。
- (6) 住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した年に勤務先からの転任の命令等やむを得ない事由により転居した場合における再居住に係る特例について、その居住の用に供した年の 12 月 31 日までの間に再び居住の用に供した場合が、特例の対象に加えられました(措法 41⑩)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用されま(改正法附則 54③)。

- (7) 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整規定その他所要の改正が行われました。

2 特定増改築等に係る住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例(措法 41 の 3 の 2)について、適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長されるとともに、次のとおり改正が行われました。

- (1) 特定増改築等をして平成 26 年から平成 29 年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(1,000 万円)のうち特定増改築等に係る限度額(特定増改築等限度額)、控除率及び控除期間等が次のとおりとされました(措法 41 の 3 の 2)。

居住年	特定増改築等限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額	最大控除限度額
	その他の借入限度額				
平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月	200 万円	2.0%	5 年間	4 万円	60 万円
	800 万円	1.0%	5 年間	8 万円	
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	250 万円	2.0%	5 年間	5 万円	62.5 万円
	750 万円	1.0%	5 年間	7.5 万円	

- (2) 特定増改築等をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供し、かつ、その特定増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額等が新消費税額等相当額である場合以外の場合には、(1)にかかわらず、特定増改築等限度額(控除率 2.0%)200 万円、その他の借入限度額(控除率 1.0%)800 万円、控除期間 5 年間とされました(措法 41 の 3 の 2)。

- (3) 特定増改築等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置の適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで延長されました(措令 26 の 4 ⑦⑱)。

- (4) 適用対象となる特定増改築等に該当することを証する書類(増改築等工事証明書)の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人が加えられました(昭和 63 年建設省告示第 1274 号)。

- (5) 対象となる特定増改築等は、特定増改築等に係る費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した後の金額)が 50 万円(改正前：30 万円)を超える改修工事とされました(措法 41 の 3 の 2 ⑥)。

《適用関係》 この改正は、特定増改築等をした家屋を平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供する場合について適用されます(改正法附則 55①②)。

- (6) 二以上の特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整規定その他所要の改正が行われました。

3 住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)について、適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長されるとともに、次のとおり改正が行われました。

- (1) 平成 26 年から平成 29 年までの間に住宅耐震改修をした場合の耐震改修工事限度額及び控除率等が次のとおりとされました(措法 41 の 19 の 2 ①②)。

工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月	200 万円	10%	20 万円
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	250 万円	10%	25 万円

- (2) 平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に住宅耐震改修をし、かつ、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうち新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、(1)にかかわらず、耐震改修工事限度額 200 万円、控除率 10% とされました(措法 41 の 19 の 2 ①②)。

- (3) 税額控除額の計算方法について、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した後の金額)の 10% に相当する金額とされました(措法 41 の 19 の 2 ①)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う住宅耐震改修について適用されます(改正法附則 59①)。

- (4) 適用対象となる耐震改修工事に該当することを証する書類(耐震改修証明書)の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人が加えられました(措規 19 の 11 の 2 ②四、平成 18 年国土交通省告示第 464 号)。

4 住宅特定改修特別税額控除(措法 41 の 19 の 3)について、適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 5 年延長されるとともに、次のとおり改正が行われました。

- (1) 特定改修工事をして平成 25 年から平成 29 年までの間に居住の用に供した場合の改修工事限度額及び控除率等が次のとおりとされました(措法 41 の 19 の 3)。

イ 一般断熱改修工事等の場合

居住年	改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
平成 25 年 1 月～平成 26 年 3 月	200 万円(300 万円)	10%	20 万円(30 万円)
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	250 万円(350 万円)	10%	25 万円(35 万円)

(注) かつこ内の金額は、断熱改修工事等と併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合の改修工事限度額です。

ロ 高齢者等居住改修工事等の場合

居住年	改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
平成 25 年 1 月～平成 26 年 3 月	200 万円	10%	20 万円
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	200 万円	10%	20 万円

ハ 特定改修工事をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供し、かつ、その特定改修工事に係る費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、上記イ又はロにかかわらず、一般断熱改修工事等については、改修工事限度額 200 万円(太陽光発電設備の設置工事を行う場合は 300 万円)、控除率 10%とし、高齢者等居住改修工事等については、改修工事限度額 150 万円、控除率 10%とされました(措法 41 の 19 の 3)。

(2) 税額控除額の計算方法について、特定改修工事に係る標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した後の金額。ロにおいて同じ。)の10%に相当する金額に改組され、次の改正が行われました(措法41の19の3①③)。

イ 標準的な費用の額の対象となる一般断熱改修工事等の対象に、エネルギーの使用の合理化に資する改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす一定の省エネ設備の取替え又は取付けに係る工事が加えられました(措法 41 の 19 の 3 ⑦二)。

ロ 適用対象となる特定改修工事は、その特定改修工事に係る標準的な費用の額が 50 万円を超える改修工事とされました(措法 41 の 19 の 3 ①③)。

(3) その年の前年以前 3 年以内に行った高齢者等居住改修工事等について本税額控除の適用を受けた特定居住者がその年において高齢者等居住改修工事等を行った場合には所要の経過措置を設けた上で、その年において本税額控除は適用しないこととされました(措法41の19の3⑧、改正法附則60③)。

(4) 一般断熱改修工事等及び高齢者等居住改修工事等の両方の工事をして同一年中に居住の用に供した場合の税額控除限度額(20万円(太陽光発電設備の設置工事を行う場合は30万円))が廃止されました(措法41の19の3①③)。《適用関係》 (2)から(4)までの改正は、特定改修工事をした家屋を平成 26 年 4 月 1 日以後に自己の居住の用に供した場合について適用されます(改正法附則 60①)。

(5) 適用対象となる特定改修工事に該当することを証する書類(増改築等工事証明書)の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人が加えられました(措規 19 の 11 の 3 ⑤、昭和 63 年建設省告示第 1274 号)。

5 認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)について、適用期限が平成29年12月31日まで4年延長されるとともに、次のとおり改正が行われました。

(1) 認定住宅の新築等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の認定住宅の範囲、認定住宅について講じられた構造又は設備に係る標準的な費用に係る限度額(認定住宅限度額)及び控除率等が次のとおりとされました(措法41の19の4①②)。

居住年	認定住宅	認定住宅限度額	控除率	最大控除限度額
平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月	認定長期優良住宅	500 万円	10%	50 万円
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650 万円	10%	65 万円

(2) 認定住宅(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅)の新築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、その認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、(1)にかかわらず、認定住宅限度額500万円、控除率10%とされました(措法41の19の4①②)。

VIII 金融証券税制の改正事項

1 公共法人等及び公益信託等に係る利子等の非課税(所法 11)について、公社債又は投資信託若しくは特定目的信託の受益権の利子等の支払を受ける者の所有期間にかかわらず、その支払を受ける利子等の額の全額を非課税とすることとされました(所法 11①)。

《適用関係》 この改正は、公共法人等又は公益信託等が平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配について適用されます(改正法附則 2)。

2 次に掲げる者は、その年中に支払又は交付をした譲渡対価又は償還金の額等を記載した支払調書を、支払の確定した日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととされました。これに伴い、無記名割引債の償還金の支払調書が廃止されました(所法 224 の 3 ②④、225①、旧所法 224④⑤)。

(1) 居住者等に対し国内において公社債、公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の投資信託の受益権又は特定目的信託の社債的受益権(以下「公社債等」といいます。)の譲渡の対価(償還金又は解約金を含みます。)の支払をする者

(2) 国内に恒久的施設を有しない非居住者、内国法人のうち普通法人等以外の法人又は外国法人に対し国内において公社債等の償還金等のうち一定のものの交付をする者

(注) 「普通法人等」とは、普通法人並びに法人税法別表に掲げる公共法人、公益法人等及び協同組合等(一般社団法人及び一般財団法人並びに同法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人を除きます。)をいいます。以下同じです。

《適用関係》 これらの改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に行われる公社債等の譲渡又は償還金等の交付について適用されます(改正法附則 8 ①②)。

3 金融商品取引法の改正に伴い、委託以外の方法で商品関連市場デリバティブ取引の差金等決済をした者から告知

を受けるべき者等の範囲に、その商品関連市場デリバティブ取引の相手方である金融商品取引所の長を加えることとされました(所法 224 の 5①)。

《適用関係》 この改正は、先物取引に係る差金等決済で金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 86 号)の施行の日以後に行われるものについて適用されます(改正法附則 8③)。

4 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例(措法 9 の 4 の 2)の適用対象に、国外において発行された公募株式投資信託で金融商品取引所(外国の法令に基づき設立されたこれに類するものを含みます。)に上場されているものが加えられました(措法 9 の 4 の 2①)。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます(改正法附則 30)。

5 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例(措法 9 の 7)について、適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加えることとされました(措法 9 の 7①)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈による財産の取得について適用されます(改正法附則 31)。

6 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(措法 9 の 8、37 の 14)について、次のとおり改正が行われました。

(1) 非課税口座を開設することができる期間が、平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで(改正前：平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで)とされました(措法 37 の 14⑤一)。

(2) 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、次に掲げるものとされました。

イ 非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの期間(以下「非課税期間」といいます。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(措法 9 の 8)

ロ 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等(措法 37 の 14①⑤)

(3) 非課税口座に関する要件について、次の改正が行われました(措法 37 の 14⑤二)。

イ 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書(改正前：非課税口座開設確認書)に記載された勘定設定期間(非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。)内の各年の 1 月 1 日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日)に非課税管理勘定を設けるものとされました。

ロ 各年の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額((ⅱ)の上場株式等については、移管日における時価)の合計額が 100 万円を超えないものを受け入れることができることとされました。

(イ) その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

(ⅱ) その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

ハ 非課税適用確認書は、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、勘定設定期間として次に掲げる期間のいずれかの期間、その期間の区分に応じそれぞれ次に定める基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます(措法 37 の 14⑤三)。

	勘定設定期間	基準日
(イ)	平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 1 月 1 日
(ⅱ)	平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで	平成 29 年 1 月 1 日
(ハ)	平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで	平成 33 年 1 月 1 日

ニ 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に上記ハの基準日における住所を証する書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年 10 月 1 日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 30 日までの間に、金融商品取引業者等の営業所に提出するものとされました(措法 37 の 14⑥)。

ホ 居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとされました(措法 37 の 14⑫)。

(4) その他所要の改正が行われました。

《適用関係》 これらの改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます(改正法附則 32、48①②)。

7 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、次のとおり改正が行われました。

(1) 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限り、)の社債的受益権(以下「特定公社債等」といいます。)について、次のとおり改正が行われました。

イ 利子所得等の課税方式等

特定公社債等の利子等については、15%源泉分離課税の対象から除外した上、次の改正が行われました(措法 3、3 の 3、8 の 4、8 の 5)。

(イ) 平成 28 年 1 月 1 日以後に居住者等が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等については、15%の税率による申告分離課税の対象とされました。

(ⅱ) 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等を有する居住者等は、その特定

公社債等の利子等については、申告を要しないことができることとされました。

- (ハ) 居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等で申告分離課税の対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して 15%の税率による源泉徴収を行うこととされました。

ロ 譲渡所得等の課税方式

特定公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上、次の改正が行われました(措法 37 の 11、旧措法 37 の 15)。

- (イ) 居住者等が、平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡をした場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、15%の税率による申告分離課税の対象とされました(措法 37 の 11①②)。

- (ロ) 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、15%の税率による申告分離課税の対象とされました(措法 37 の 11③④)。

ハ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充等

特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等について、次のとおり損益通算及び繰越控除の対象とされました(措法 37 の 12 の 2)。

- (イ) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられ、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)及び譲渡所得等との損益通算が可能とされました(措法 37 の 12 の 2①②)。

- (ロ) 平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)及び譲渡所得等からの繰越控除が可能とされました(措法 37 の 12 の 2⑤⑥)。

- (ハ) 確定申告書の提出がなかった場合等の宥恕措置を廃止することとされました(旧措法 37 の 12 の 2④⑨)。

《適用関係》 上記ハの改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 46)。

ニ 特定口座での取扱い

特定公社債等に係る所得について、次のとおり特定口座で取り扱うことが可能とされました(措法 37 の 11 の 3、37 の 11 の 5、37 の 11 の 6、改正法附則 44)。

- (イ) 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又はその金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、その特定口座へ受け入れることができることとされました。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算することとされました(措法 37 の 11 の 3)。

《適用関係》 上記(イ)の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に行う特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます(改正法附則 44①)。

- (ロ) 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その利子等をその源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされました(措法 37 の 11 の 6)。

- (ハ) 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して 15%の税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算することとされました(措法 37 の 11 の 6⑥)。

《適用関係》 上記(ロ)及び(ハ)の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者等から交付を受ける源泉徴収選択口座内配当等について適用されます(改正法附則 45)。

- (ニ) 居住者等が平成 27 年 12 月 31 日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した特定公社債等について、平成 28 年 1 月 1 日に特定口座に受け入れることができることとされました。また、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間は、居住者等有する特定公社債等を特定口座に受け入れることができることとされました(改正法附則 44②～⑥)。

ホ 特定公社債の範囲

「特定公社債」とは、次の公社債(預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除きます。)をいいます(措法 3①一、37 の 10②七、37 の 11②一、五～十四)。

- (イ) 国債、地方債、外国国債、外国地方債

- (ロ) 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券(外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除きます。)

- (ハ) 公募公社債、上場公社債

- (ニ) 発行の前 6 か月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債

- (ホ) 金融商品取引所(外国の法令に基づき設立されたこれに類するものを含みます。)において公表された公社債情報(一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいいます。)に基づき発行する公社債で、目論見書にその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの

- (ハ) 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの(取得後引き続き保管の委託がされているものに限り)をいいます。

A 国内において売出しに応じて取得した公社債

B 国内において売付け勧誘等に応じて取得した公社債(Aに掲げる公社債を除きます。)で、その取得の前 6 か月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行するもの

- (ト) 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの

(チ) 国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人又はその法人との間に完全支配の関係がある法人等が発行する社債(その取得をした者が実質的に多数でないものを除きます。)

(リ) 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債

(2) 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限り、)の社債的受益権(以下「一般公社債等」といいます。))について、次のとおり改正が行われました。

イ 利子所得等の課税方式

一般公社債等の利子等については、15%源泉分離課税を維持することとされました。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすることとされました(措法 3)。

ロ 譲渡所得等の課税方式

一般公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上、次の改正が行われました(措法 37 の 10、旧措法 37 の 15)。

(イ) 居住者等が、平成 28 年 1 月 1 日以後に一般公社債等の譲渡をした場合におけるその一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、15%の税率による申告分離課税の対象とすることとされました(措法 37 の 10 ①②)。

(ロ) 一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額(私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあつては、信託元本額までに限り、)については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、15%の税率による申告分離課税の対象とすることとされました。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすることとされました(措法 37 の 10③④)。

(3) 割引債の課税方式等

割引債を含む公社債の譲渡所得等を課税対象とすることに併せて、割引債の償還差益について、次のとおり改正が行われました。

イ 課税方式

平成 28 年 1 月 1 日以後に行う割引債の償還及び譲渡による所得については、公社債の譲渡所得等として 15%の税率による申告分離課税の対象とされました。ただし、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る 18%源泉分離課税を維持することとされ、譲渡による所得は非課税とすることとされました(措法 37 の 10①～③、37 の 11①～③、37 の 15 ①、41 の 12①～③、⑦、改正法附則 56①)。

ロ 源泉徴収

平成 28 年 1 月 1 日以後に発行される割引債の償還金について、次のとおり源泉徴収を行うこととされました(措法 41 の 12 の 2、旧措法 41 の 12)。

(イ) 平成 28 年 1 月 1 日以後に発行される割引債(預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除きます。))については、発行時の 18%源泉徴収を適用しないこととされました。これに伴い、特定短期公社債に係る発行時源泉徴収免除の特例は廃止されました(旧措法 41 の 12①～③、⑦、⑨)。

(ロ) 平成 28 年 1 月 1 日以後に個人又は内国法人のうち普通法人等以外の法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に対して、15%の税率による源泉徴収をし、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに納付しなければならないこととされました。

なお、国内において支払われる特定公社債に該当する割引債の償還金で国内における支払の取扱者を通じて交付されるものについては、その支払の取扱者が源泉徴収を行うものとされました。国外において発行された割引債の償還金(国外において支払われるものに限り、)で国内における支払の取扱者を通じて交付されるものも、同様とすることとされました(措法 41 の 12 の 2)。

ハ 割引債の範囲

その償還金が上記ロ(ロ)の源泉徴収の対象となる割引債は、次のものとする事とされました(措法 41 の 12 の 2 ⑥一)。

(イ) 割引の方法により発行された公社債(預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除きます。)

(ロ) 分離元本公社債(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、その元本に係る部分であった公社債をいいます。)

(ハ) 分離利子公社債(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、その利子に係る部分であった公社債をいいます。)

(ニ) 利子が支払われる公社債でその利子の利率が著しく低いもの

二 差益金額の意義

差益金額とは、次に掲げる割引債(特定口座において管理されているものを除きます。))の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額をいいます(措法 41 の 12 の 2 ⑥三)。

(イ) 上記ハ(イ)、(ロ)及び(ニ)に掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が 1 年以内のもの その割引債の償還金の額に 0.2%を乗じて計算した金額

(ロ) 上記ハ(イ)、(ロ)及び(ニ)に掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が 1 年超のもの並びに分離利子公社債 その割引債の償還金の額に 25%を乗じて計算した金額

(ハ) 割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける普通法人等以外の内国法人がその割引債を管理している金融商品取引業者等でその償還金等に係る国内における支払の取扱者であるものと締結した割引債の取得価額を管理する契約に基づき、その割引債の取得価額が管理されているもの 実額の償還差益

(4) その他

上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組(措法37の10、37の11)、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の拡充(措法37の11の2、37の13、37の13の2)、金融機関が支払を受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例等の改正(措法5の2、5の3、8)、資料情報制度等の整備(措法3、8の4、38、41の12の2)、源泉徴収義務の整備等(措法9の3の2、37の11の6、41の12の2)が行われたほか、その他所要の改正が行われました。

IX 東日本大震災の復興支援のための措置

1 特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例(震災特例法10)について、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限り、)につき支払を受ける利子及び償還差益については、平成28年3月31日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例において非課税の対象とされる特定振替社債等に該当するものとするものとされました(震災特例法10)。

2 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、次の措置が講じられました。

(1) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(震災特例法10の2の2)が創設され、福島復興再生特別措置法に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた事業者が、提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、その企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額(建物等及び構築物については、取得価額の100分の25相当額)の特別償却と取得価額の100分の15(建物等及び構築物については、100分の8)相当額の特別税額控除(その年分の事業所得に係る所得税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越し可能)との選択適用ができることとされました。

(2) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除(震災特例法10の3の2)が創設され、福島復興再生特別措置法に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間(以下「適用期間」といいます。)内の日の属する各年の適用期間内において、その企業立地促進区域内に所在する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの100分の20相当額の特別税額控除(その年分の事業所得に係る所得税額の100分の20相当額を限度)ができることとされました。なお、租税特別措置法の雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除(措法10の5)及び雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除(措法10の5の4)の適用を受ける年分においては、この特別控除は適用しないこととされました。

(3) 次の特例について、その対象区域に福島復興再生特別措置法に規定する住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域が追加されました(震災特例法10の2の3①③、10の3の3①)。

イ 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(震災特例法10の2の3)

ロ 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除(震災特例法10の3の3)

3 被災居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等(震災特例法11の6)について、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人(その居住の用に供することができなくなったときの直前においてその家屋に居住していた者に限り、)がその家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、その相続人は、その家屋を被相続人が取得をした日の翌日から引き続き所有していたものと、居住の用に供することができなくなったときの直前においてその家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとされました(震災特例法11の6②)。

《適用関係》 この改正は、平成25年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます(改正法附則93)。

4 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例(震災特例法12)について、被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得がされたもののうち事業の用に供しているもの(以下「相続事業用資産」といいます。)を有していた者の相続人(同日の直前においてその事業に従事していた者等一定の者に限り、)が、平成28年3月31日までの間にその相続事業用資産の譲渡をした場合には、その相続人がその譲渡の時においてその相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとされました(震災特例法12⑤)。

《適用関係》 この改正は、平成25年1月1日以後に行う相続事業用資産の譲渡について適用されます(改正法附則94)。

5 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例(震災特例法13の2)について、適用期限が平成29年12月31日まで4年延長されるとともに、再建住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)及び控除率等が次のとおりとされました(震災特例法13の2①②)。

居住年	借入限度額	控除率	最大控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	3,000万円	1.2%	360万円
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.2%	600万円